

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第1号

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則

天理市事務分掌規則（平成9年3月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「部への」の次に「局、」を加える。

第2条の見出し中「センター」の前に「局、」を加え、同条中「次の」の次に「局、」を加え、同条総務部の項中「土地係 家屋係」を「固定資産税係」に改め、同条健康福祉部の項中

「 介護福祉課 給付係 認定審査係 高齢者支援係
こども未来課 保育係 幼保再編推進係
こども支援課 児童福祉係 子育て支援係
健康推進課 地域医療推進係 健康推進係 」

を

「 介護福祉課 給付係 認定審査係 高齢者支援係
健康・こども家庭局

こども未来課 保育係 幼稚園係 施設係 に改め、

こども支援課 児童福祉係 子育て支援係

健康推進課 地域医療推進係 健康推進係 」

同条環境経済部の項中「施設係」を「施設整備係 施設維持係」に改める。

第8条第2項に次の1号を加える。

(3) マイナンバーの利活用に係る庁内の連携調整に関すること。

第11条土地係の項を次のように改める。

固定資産税係

(1) 土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税資料の調査及び賦課に関すること。

(2) 土地、家屋及び償却資産の評価に関すること。

(3) 固定資産課税台帳及び地籍図に関すること。

(4) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。

第11条家屋係の項を削る。

第13条マイナンバー推進係の項を次のように改める。

マイナンバー推進係

(1) マイナンバーの指定に関すること。

(2) マイナンバーカードの交付、更新等及び付随する手続に関すること。

(3) マイナンバーカードの電子証明書の発行等に関すること。

第17条地域支え合い推進係の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第19条を次のように改める。

(こども未来課の事務)

第19条 こども未来課の事務分掌は、次のとおりとする。

保育係

(1) 児童福祉法に基づく保育の実施に関すること。

(2) 保育所及びこども園に係る業務の管理に関すること。

(3) 子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の事務に関すること。

(4) 保育所、こども園及び小規模保育事業所の入所選考に関すること。

(5) 保育料及び給食費の徴収に関すること。

(6) 保育所及びこども園の運営に係る指導及び助言に関すること。

(7) 保育士及び保育教諭の研修に関すること。

(8) 保育所及びこども園における人権教育に関すること。

(9) 保育所及びこども園の献立計画、調理・栄養指導その他給食に関すること。

(10) 子ども・子育て支援施設等への指導監査に関すること。

(11) 保育所及びこども園の総合調整に関すること。

(12) 局及び課の庶務に関すること。

幼稚園係

(1) 子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の

事務に関すること。

- (2) 幼児の受託に関すること。
- (3) 通園区域に関すること。
- (4) 幼稚園の調査及び統計に関すること。
- (5) 幼稚園の教育課程に関すること。
- (6) 幼稚園の運営及び教育活動に係る指導及び助言に関すること。
- (7) 幼稚園教職員の研修に関すること。
- (8) 幼稚園における人権教育に関すること。
- (9) 幼稚園の経理事務等に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、幼稚園について教育委員会が命じたこと。

施設係

- (1) 保育所、こども園及び幼稚園の施設計画に関すること。
- (2) 保育所、こども園及び幼稚園の施設・設備の整備及び保全等に関する
こと。
- (3) 保育所、こども園、小規模保育事業所及び幼稚園等の設置等に関する
こと。

第19条の2 児童福祉係の項第5号から第7号までを削り、同項中第8号を第5号とし、同条子育て支援係の項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 児童虐待防止に関すること。
- (6) 家庭児童相談室に関すること。

第21条環境政策係の項中第13号を第15号とし、第12号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (14) 食品ロスの削減の推進に関すること。

第21条環境政策係の項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 専用水道に関すること。

第25条の2 総務係の項の次に次のように加える。

施設整備係

- (1) ごみ処理施設の廃止に関すること。
- (2) 新ごみ処理関連施設の建設に関すること。
- (3) 山辺広域埋立処分地の閉鎖に関すること。
- (4) 災害廃棄物処理計画に関すること。

第25条の2施設係の項中「施設係」を「施設維持係」に改め、同項第3号中「山辺広域埋立処分地」の次に「の維持管理」を加え、同項第7号を削る。

第34条の見出し中「部長」の次に「、局長」を加え、同条第1項中「部長」の次に「、局に局長」を加え、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、局が設置されている場合は、当該局の事務を除くものとする。

第34条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 局長は、上司の命を受けて主管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第35条第1項中「及び部」の次に「、部及び局」に改め、同条第2項中「又は部長」を「、部長又は局長」に改める。

第36条第3項中「又は部の」を「、部又は局の」に、「又は部長」を「、部長又は局長」に改める。

第41条及び第42条ただし書中「部長」の次に「、局長」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。